



公 共 建 築 課			
係	係 長	課長補佐	課 長
			

現 場 説 明 書

工 事 名 東石立町市営住宅集会所新築工事

説 明 事 項

- i) 作業不能日数： 7 日間
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したものの。
- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) 日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。